

# 放課後等デイサービス利用におけるニーズと課題についての一考察 —知的障害特別支援学校の保護者対象アンケート調査を基にして—

田中美生子\*・相澤雅文\*\*

(\*大阪府立吹田支援学校, \*\*京都教育大学)

Needs and issues in using special-needs schools' after-school services:  
Based on questionnaire survey responses from guardians of children  
with intellectual disabilities

Mioko Tanaka, Masahumi Aizawa

**抄 録**：本研究では、公立の知的障害特別支援学校2校に在籍する児童生徒の保護者を対象に、放課後等デイサービス事業所に対する保護者の意識について調査を行い、利用者の年齢によるニーズや課題の違いの有無について明らかにした。その結果、小学部では子どもの交友関係の広がり、高等部では余暇の充実というニーズがあること、そしてそのニーズが満たされていることが示された。一方、課題としては指導員の専門性の確保と、利用人数に対する施設設備の狭さが挙げられ、学部間に有意差はなく、共通した課題であることがわかった。そしてこの課題に対しての取り組みが、児童生徒の放課後や休日がさらに充実し、発達に大きく寄与すると考えられた。

**キーワード**：特別支援学校、知的障害児、放課後等デイサービス

**Key Word**：special needs schools', intellectual disabilities, after-school services

## I. 問題と目的

障害のある児童生徒の発達を促進していく上で、学校での学習や生活体験だけでなく、放課後や休日に充実した生活を送ることは重要である。この放課後や休日での様々な活動が児童生徒の発達を促進させることは、丸山（2013）や中嶋（2016）などの先行研究で述べられている。

障害のある児童生徒の放課後や休日の過ごし方に関する施策は、地方自治体が独自で行う事業として実施されることが多く、心身障害児通園事業（1972）、障害児通園（デイサービス）事業（1998）、児童デイサービス事業（2003）等があった。また児童デイサービス事業（2003）は国の事業ではあったが、実施形態は地方自治体に任されていたため、自治体によっては未就学児対象の療育の事業として行われ、就学児の放課後活動が認められない場合があった。さらに2006年、児童デイサービスは未就学児の療育を目的としたⅠ型と、就学後の児童生徒を含んだⅡ型に分けられた。この児童デイサービスⅡ型は、2009年3月に事業廃止されることが前提であり、市町村から事業所に対して支払われる利用者にサービスを提供した介護報酬の単価が児童デイサービスⅠ型の5～6割で、なおかつ利用者の利用状況等により報酬が加算・減算される仕組みの事業であった。この児童デイサービスⅡ型への介護報酬の単価設定が抑制されたことにより、事業所を運営する経営母体への影響だけでなく、提供されるサービスの質の低下、児童デイサービスⅡ型の廃止により利用者である児童生徒が放課後や休日を過ごす場の存続が危ぶまれた。そこで障害のある児童生徒の放課後活動や休日の過ごし方の重要性を訴え、全国規模の署名活動や国会請願が行われ、児童デイサービスⅡ型廃止までの期間が3年間延長された後、2012年の同サービス廃止と同時に放課後等デイサービス事業が創設された。

この放課後等デイサービス事業は、児童デイサービス事業における療育の側面を引き継ぎ、障害のある児童

生徒への発達支援や保護者支援等を目的としている。この放課後等デイサービスの経営事業所には、児童デイサービスより移行した事業所に加え、それまで障害児福祉と関わりが少なかった高齢者福祉や学習塾などを経営母体とする事業所が参入した。その結果放課後等デイサービス事業所数が急増、サービスの利用者も増加している。2012年度～2020年度までの放課後等デイサービス事業所数及び実利用人数を表1に示した。

表1 放課後等デイサービス事業所数と利用実人数の推移

| 年度           | 2012   | 2013   | 2014   | 2015    | 2016    | 2017    | 2018    | 2019    | 2020    |
|--------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業所数<br>(軒)  | 3,107  | 3,909  | 5,267  | 6,971   | 9,385   | 11,301  | 12,734  | 13,980  | 15,519  |
| 利用実人数<br>(人) | 41,955 | 58,350 | 86,524 | 124,001 | 154,840 | 226,611 | 320,486 | 365,513 | 400,096 |

※厚生労働省 HP 社会福祉施設等調査の概況（各年度10月1日現在を2021年4月に閲覧し、筆者が作成）

放課後等デイサービス事業の創設後、新聞等で指導員と利用者間でのトラブルなどの問題が報道された。そこで、厚生労働省は急増する放課後等デイサービス事業所が提供するサービス内容や質に開きがあるとして、放課後等デイサービスガイドライン（2015）を発出し、利用する児童生徒や保護者のニーズに対応する目的で、事業所が提供する支援内容と質の向上を求めた。

放課後等デイサービスが提供するサービスの質や、利用者のニーズが満たされているかについては、利用者対象の調査が必要となる。放課後等デイサービスにおける保護者のニーズについては、安藤（2013）が保護者の必要時や長期休暇時の利用、江上・田村（2017）が子育てにおける子どもの成長と家族の日常生活のゆとり、渡邊（2018）は児童生徒の成長と子育てのパートナーとしての存在と述べていた。また児童生徒のニーズについては、石井・相澤（2018）は児童生徒が有意義な放課後生活を送ること、西村（2018）は社会的居場所の実現であるとした。しかし放課後等デイサービスは幅広い年齢の児童生徒が共に利用しており、利用者の年齢によってニーズや課題と考えられることに違いがあるのではないかと考えられた。この年齢の違いによる利用者のニーズや課題における違いの有無に着目した研究は見当たらず、石井・相澤（2018）は、調査対象校における学部間の有意差について示されていない。

そこで本研究では、特別支援学校での放課後等デイサービス利用における保護者のニーズや課題について調査を実施し、学部間の有意差の有無を検討し考察を得ることとした。

## Ⅱ．方法

### 1. 調査対象・方法

公立知的障害特別支援学校2校の小学部・中学部・高等部に在籍する、自宅から通学している児童生徒560名の保護者を対象として、調査の趣旨及び学会等での発表を説明した上でアンケートを配布し回収した。回答は無記名で実施した。

### 2. 調査時期

2017年11月

### 3. 分析方法

質問紙の選択回答項目の統計・分析については、Js-STAR version9.8.4j（田中，2016）を使用した。

### Ⅲ. 結果

アンケート 560 部を配布し、回収数は 396 部（回収率 70.7%）であった。そのうちの未記入等のあった質問紙を除いた 381 部（68.0%）を有効回答とし分析した。

#### 1. 放課後等デイサービスの利用の有無について

放課後等デイサービスを利用している児童生徒は有効回答 381 名中 323 名（84.7%）であった。学部別では、小学部では 113 名中 112 名（99.1%）、中学部では 117 名中 102 名（87.2%）、高等部では 151 名中 109 名（72.2%）が利用しており、学部が上がるにつれて利用する割合が少なくなる傾向にあった（表 2）。

表 2 本調査における放課後等デイサービスの利用割合

|              | 小学部       | 中学部       | 高等部       | 計         |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| アンケート回収数     | 113       | 117       | 151       | 381       |
| デイサービス利用数（%） | 112（99.1） | 102（87.2） | 109（72.2） | 323（84.7） |

#### 2. 放課後等デイサービスを利用して良かったこと

放課後等デイサービスを利用して良かったと思われることについて回答を求めた（複数回答可）。その結果、各学部で放課後等デイサービスを利用していた総数 323 名の上位 5 項目は「子どもの余暇が充実した：194 名（60.1%）」、「子どもの交友関係が広がった：187 名（57.9%）」、「家族のレスパイト（休息）になった：170 名（52.6%）」、「保護者が安定した就労ができる：114 名（35.3%）」、「保護者が他の兄弟姉妹と関わる時間が増えた：92 名（28.5%）」の順であった（表 3）。

表 3 放課後等デイサービスを利用して良かったこと（複数回答可）

| 項 目                  | n = 人数（%）    |              |              |             |                                  |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|----------------------------------|
|                      | 小学部<br>n=112 | 中学部<br>n=102 | 高等部<br>n=109 | 全体<br>n=323 | 学部間の有意差                          |
| 子どもの余暇が充実            | 36（32.1）     | 69（67.6）     | 89（81.7）     | 194（60.1）   | 小学部＜高等部*<br>小学部＜中学部 <sup>+</sup> |
| 子どもの交友関係が広がった        | 89（79.5）     | 50（49.0）     | 48（44.0）     | 187（57.9）   | 小学部＞高等部*                         |
| 家族のレスパイト（休息）になった     | 73（65.2）     | 51（50.0）     | 46（42.2）     | 170（52.6）   | —                                |
| 保護者が安定した就労ができる       | 48（42.9）     | 33（32.4）     | 33（30.3）     | 114（35.3）   | —                                |
| 保護者が他の兄弟姉妹と関わる時間が増えた | 42（37.5）     | 26（25.5）     | 24（22.0）     | 92（28.5）    | —                                |

<sup>+</sup>p<.10    \*p<.05

次に学部別の結果を述べる。小学部の回答数は 112 名であった。上位から示すと「子どもの交友関係が広がった：89 名（79.5%）」が最も多く、次いで「家族のレスパイト（休息）になった：73 名（65.2%）」、「保護者が安定した就労ができる：48（42.9%）」、「保護者が他の兄弟姉妹と関わる時間が増えた：42（37.5%）」、「子どもの余暇が充実した：36 名（32.1%）」の順であった。

中学部の回答数は102名であった。上位から示すと「子どもの余暇が充実した:69名(67.6%)」が最も多く、次いで「家族のレスパイト(休息)になった:51名(50.0%)」、「子どもの交友関係が広がった:50名(49.0%)」、「保護者が安定した就労ができる33(32.4%)」、「保護者が他の兄弟姉妹と関わる時間が増えた:26(25.5%)」の順であった。

高等部の回答数は109名であった。上位から示すと「子どもの余暇が充実した:89名(81.7%)」が最も多く、次いで「子どもの交友関係が広がった:48名(44.0%)」、「家族のレスパイト(休息)になった:46名(42.2%)」、「(保護者が)安定した就労ができる33(30.3%)」、「保護者が他の兄弟姉妹と関わる時間が増えた:24(22.0%)」の順であった。

また各学部間の項目について $\chi^2$ 分析を行ったところ、有意差が示された( $\chi^2(8)=41.042$ ,  $p<.01$  Cramer's  $V=0.172$ )。残差分析の結果、小学部では「子どもの交友関係が広がった」、高等部では「子どもの余暇が充実」が有意に多いことが示された。

### 3. 放課後等デイサービスの課題と思われること

放課後等デイサービスの課題と思われることについて回答を求めた(複数回答可)。その結果全体の回答数323名の上位5項目は「支援員の専門性が確保されていない:134名(41.5%)」、「利用人数に対して施設面積が狭い:114名(35.3%)」、「利用可能な時間が足りない:100名(31.0%)」、「利用の際の手続きが複雑:91名(28.2%)」、「利用したい施設の定員がいっぱいで、複数の事業所を利用しなければならない:81名(25.1%)」であった(表4)。

表4 放課後等デイサービスの課題と思われること (複数回答可)

| 項 目                                | n = 人数 (%)   |              |              |             |         |
|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---------|
|                                    | 小学部<br>n=112 | 中学部<br>n=102 | 高等部<br>n=109 | 全体<br>n=323 | 学部間の有意差 |
| 支援員の専門性が確保されていない                   | 46 (41.1)    | 42 (41.2)    | 46 (42.2)    | 134 (41.5)  | —       |
| 利用人数に対して施設面積が狭い                    | 42 (37.5)    | 40 (39.2)    | 32 (29.4)    | 114 (35.3)  | —       |
| 利用可能な時間が足りない                       | 38 (33.9)    | 37 (36.3)    | 25 (22.9)    | 100 (31.0)  | —       |
| 利用の際の手続きが複雑                        | 34 (30.4)    | 33 (32.4)    | 33 (30.3)    | 91 (28.2)   | —       |
| 利用したい施設の定員がいっぱいで複数の事業所を利用しなければならない | 25 (22.3)    | 25 (24.5)    | 22 (20.2)    | 81 (25.1)   | —       |

学部別の結果を以下に述べる。小学部の回答数は112名であった。上位から示すと「支援員の専門性が確保されていない:46名(41.1%)」が最も多く、次いで「利用人数に対して施設面積が狭い:42名(37.5%)」、「利用可能な時間が足りない:38名(33.9%)」、「利用の際の手続きが複雑:34名(30.4%)」、「利用したい施設の定員がいっぱいで、複数の事業所を利用しなければならない:25名(22.3%)」の順であった。

中学部の回答数は102名であった。上位から示すと「支援員の専門性が確保されていない:42名(41.2%)」が最も多く、次いで「利用人数に対して施設面積が狭い:40名(39.2%)」、「利用可能な時間が足りない:37名(36.3%)」、「利用の際の手続きが複雑:33名(32.4%)」、「利用したい施設の定員がいっぱいで、複数の事業所を利用しなければならない:25名(24.5%)」の順であった。

高等部の回答数は109名であった。上位から示すと「支援員の専門性が確保されていない:46名(42.2%)」が最も多く、次いで「利用の際の手続きが複雑:33名(30.3%)」、「利用人数に対して施設面積が狭い:32名(29.4%)」、「利用可能な時間が足りない:25名(22.9%)」、「利用したい施設の定員がいっぱいで、複数の事

業所を利用しなければならない：22名（20.2%）」の順であった。各学部間の項目について $\chi^2$ 分析を行ったところ、有意差はなかった。

## IV. 考察

### 1. 放課後等デイサービスの効果について

調査を行った公立特別支援学校2校の、放課後等デイサービスを利用していた家庭は84.7%であり、放課後等デイサービスの利用が浸透していることが示された。一方で小学部：99.1%，中学部：87.2%，高等部：72.2%と、学部（生活年齢）が上がるにつれて利用の割合が減少していた。中学部、あるいは高等部から特別支援学校に入学する生徒は、知的な遅れの程度が軽度化する傾向が示されており、放課後や休日を放課後等デイサービスの利用を行わなくとも、過ごせることが理由と考えられた。今回のアンケートでは明らかにできなかったが、放課後等デイサービスを利用しない生徒の放課後や長期休業中の過ごし方に着目をする必要があると考えられた。それはTV視聴やゲーム、ネットに依存する傾向が指摘されているからである（中村・細谷，2021；栗林ら，2018など）。

放課後等デイサービスを利用して良かったことの項目では、全体で「子どもの余暇が充実した：60.1%」が最も多かった。このことから、「子どもの余暇を充実させたい」というニーズはある程度満たされており、放課後等デイサービスが知的障害のある児童生徒の余暇の充実に対応する重要な居場所となっていると考えられた。また、「保護者が安定した就労ができる：35.3%」が上位に示されたことから、保護者にとっては放課後等デイサービスの利用日数や時間と、保護者自身の勤務日数や時間との調整が必要ではあるものの、就労の安定についても一定の役割を果たしていると考えられた。

学部別では、小学部での「子どもの余暇が充実：32.1%」が中・高等部より有意に低く、「子どもの交友関係が広がった：79.5%」が有意に高かった。このことから、小学部においては「子どもの交友関係の広がり」という経験の拡大が重要と捉えられており、また高等部では「子どもの余暇が充実：81.7%」が小・中学部より有意に高いことから、卒業後の生活のあり方にも目が向けられていることが示唆された。

以上のことから、放課後等デイサービスにおけるニーズは、小学部では児童生徒の家族以外の人との関わりによる社会性の伸長、高等部では余暇生活の充実と、年齢により違いがあると考えられた。

### 2. 放課後等デイサービスの課題について

放課後等デイサービスの課題としては、全体では「指導員の専門性の確保：41.5%」で最も高く、次に「利用人数に対する施設面積の狭さ：35.3%」であった。学部間（生活年齢）による有意差がないことから、知的障害の特別支援学校に在籍する児童生徒に共通した放課後等デイサービスに対する課題であることが示された。

#### （1）指導員の専門性の確保

放課後等デイサービスを利用している児童生徒は、障害による生活上の困難さがあり、その状態も個人によって様々である。そこで放課後等デイサービスの指導員には、児童生徒の言語による意思伝達の困難さや、こだわりや興味・関心の限定、刺激に対する過敏性などといった個々の特性に寄り添い、児童生徒の表情や行動、発声などから意思を汲み取りつつ支援を行うことが求められる。

さらに放課後等デイサービスは、サービスの契約後、保護者の同意のもと児童生徒の個別支援計画書を作成、年間の活動目標や支援内容を立案し、6ヶ月に1回以上開催するモニタリング会議において内容を評価することになっている。そして本調査結果より、保護者は放課後等デイサービスに対して、この個別支援計画書での支援目標や支援内容を踏まえた個別支援に加え、異年齢集団での活動の充実についても期待が高いと考えられた。

そこで放課後等デイサービスの「発達支援」と「保護者支援」の側面に大きく関わる指導員の専門性向上が

重要であり、向井（2017）、大澤（2018）が述べたような、専門性の高い指導員対象の研修の継続が求められる。

## （2） 利用人数に対する施設面積の拡充

障害児通所施設支援事業の人員、設備及び運営に関する基準は厚生労働省令第15号（2012）に定められている。そのうち放課後等デイサービスの人員基準は障害児10人までは2人以上（1人以上は常勤）としていたが、指導訓練室の床面積の基準は定められておらず、児童発達支援事業で必要とされる利用者一人あたり2.47㎡の床面積を参考に、適切なスペースを確保することが望ましいとしていた。

今回の調査結果では、「利用者1人当たりの使用面積の狭さ」が課題として挙げられていた。放課後等デイサービス事業創設時に、利用者1人当たりの使用面積を明確に定めなかったことについては、放課後等デイサービス事業に新たな事業所が参入しやすくするためでもあったと思われる。しかし、放課後等デイサービス事業所の開設後年数の経過に伴い、児童生徒の成長と共に1人当たりの使用面積が開設当初よりも狭くなっている可能性が考えられた。児童生徒の成長に対応したサービスや施設設備改善の例としては、三好（2016）、廣岡（2018）による中高生デイサービスの報告、後藤（2018）が示した小グループ支援、古賀（2018）によるレイアウト等の工夫などがあった。しかし事業所の努力にも限界があると考えられ、事業所が十分なサービスを提供できない齎寄せは、利用者である児童生徒へと返る。またサービスの実施には、利用者・指導員の双方にとって安全・安心な場であることが必要不可欠である。そこで「利用者10人以上に対して指導員2人以上」という人員基準を、「状況に応じて利用者8人以上」とするといった機動的な人員配置を可能にできないか、今一度検討が必要と考えられた。

放課後等デイサービスでは、年齢の異なる児童生徒が共に過ごす場としての良さを生かしながら、安全に過ごすことができる施設設備のもと、個々のニーズに応じた専門性の高いサービスを受けることが期待される。それにより、共に過ごす人たちと関わりながら、自身の課題に取り組み、社会性を伸長し、余暇を過ごすスキルを獲得していくことができる。そして、家族のレスパイト（休息）が進むと共に、児童生徒の成長がより一層促進されることが考えられた。

## （3） 利用時間や手続きについての課題

保護者の「利用時間が足りない：31.0%」の回答は5項目中3位であった。放課後等デイサービスの利用については、保護者が居住地の市町村の担当窓口で申請し、サービスを利用できる支給日数が決定された後、事業所と契約を結び利用が開始される。この支給日数量は市町村によって違い、保護者の希望する日数量が支給されない場合もある。そこで本調査結果での「利用時間が足りない」との回答には、放課後等デイサービスの利用が子どもの余暇の充実、交友関係の広がり、家族のレスパイト（休息）につながる良かった点を踏まえ、保護者のもっとサービスを利用したいという需要に対して、市町村が決定できる支給日数や事業所に空きがないといった供給が追いついていないと考えられた。しかし、供給する側の事業所数を増加させるとしても、児童生徒の安心・安全な活動や居場所を保障できる十分な事業所の面積を保有し、かつ専門性の高い指導員が確保できる事業所が求められるため、現状としては難しい。

また、事業所の定員に空きがないといった事情により、複数の事業所との契約が必要な場合もあり、この事業所ごとの契約や、食事の有無や送迎時間など各事業所から提供されるサービス内容の違いを把握しなければならない点について、保護者が「利用時の手続きが複雑：28.2%」（5項目中4位）と感じているのではないかと考えられた。

しかし「複数の事業所を利用すること：25.1%」（5項目中5位）は、「利用時の手続きが複雑：28.2%」と比べて、僅差ではあるが下回っていた。このことから、保護者は児童生徒が複数の事業所利用については、児童生徒の利用ごとの場所の違いや指導員、他の利用者に対する負担感という側面より、環境や他者に合わせて適応できる社会性を伸長する機会という側面を期待していることから、課題とする割合が低いのではないかと考えられた。

## V. まとめ

本研究では、放課後等デイサービス利用におけるニーズについて、小学部では子どもの交友関係の広がり、高等部では余暇の充実といった年齢による違いがあり、それぞれのニーズは満たされていることが示された。一方、課題としては指導員の専門性の確保と、利用人数に対する施設設備の狭さが課題として挙げられ、学部に有意差はなく、共通した課題であることが明らかとなった。また、サービスの利用に関する手続きや利用日数についても、可能な範囲で手続きの簡素化や支給日数量の調整など、保護者の負担感の軽減につながる行政のあり方が期待される。

放課後等デイサービスが創設されて10年、障害のある児童生徒のサービス利用は浸透し、大きく広がっている。障害のある児童生徒が放課後等デイサービスで、安心・安全な施設設備のもと、有意義な放課後や休日を過ごすことは、単なる児童生徒の居場所としての意味合いだけでなく、発達や成長の促進に大きく寄与し、児童生徒本人やその家族の「Well-Being」につながる点で非常に重要である。

今後も、障害のある児童生徒やその家族が身体的、精神的、社会的に良好に過ごしていくために、放課後等デイサービスの果たす役割は大きい。そこで、今後もサービスの利用者対象のニーズや課題把握のための調査を継続していく必要がある。

## 謝辞

今回の調査にご協力いただいた特別支援学校2校の保護者の皆様、学校長、教頭、担任の先生方に厚く御礼申し上げます。さらにコロナ禍で、児童生徒が安心して過ごすことができる放課後や休日のために、日々ご尽力されている放課後等デイサービス事業所のスタッフの皆様に、この場を借りて心より感謝申し上げます。

## 引用文献

朝日新聞デジタル（2019/12/12）障害児通所施設で虐待か。

<https://www.asahi.com/articles/ASMD93D1PMD9ULOB001.html>（2021/1/9閲覧）。

安藤優佑（2013）放課後等デイサービスに対する保護者のニーズ及び実態の調査について。愛知教育大学平成25年度修士論文、

[https://aue.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=5278&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://aue.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=5278&item_no=1&page_id=13&block_id=21)（2018/10/7閲覧）。

江上瑞穂・田村光子（2017）放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討：アンケート調査の結果と考察から。植草学園短期大学研究紀要，18，37-45。

後藤 進（2018）放課後等デイサービス・インクルにおける取り組み実践例。地域リハビリテーション，754-76。

廣岡輝恵（2018）放課後等デイサービス：発達支援の思春期課題と取り組みの実例。地域リハビリテーション，762-767。

放課後等デイサービスガイドライン（2015）<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakai-engokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>（2018/10/8閲覧）。

石井由依・相澤雅文（2018）放課後等デイサービスの現状と課題：特別支援学校の保護者への調査から。京都教育大学特別支援教育臨床実践センター年報第8号，79-88。

<https://www.jil.go.jp/kokunai/mm/hourei/houritsu/20160603b.html>（2018/10/7閲覧）。

古賀政好（2018）放課後等デイサービスでの児童・生徒の成長・発達のための環境整備。地域リハビリテーション，748-753。

厚生労働省：社会福祉施設等調査の概況（2022/9/18閲覧）。

- 令和2年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/20/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 令和元年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/19/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成30年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/18/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成29年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成28年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/16/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成27年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/15/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成26年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/14/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成25年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/13/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 平成24年 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/12/dl/kekka-kihonyou02.pdf>
- 栗林睦美・野崎美保・和田充紀（2018）特別支援学校卒業生における知的障害者の就労・生活・余暇に関する現状と課題—保護者を対象とした質問紙調査から—。富山大学人間発達科学部紀要, 12（2）, 135-149.
- 丸山啓史（2013）障害児の放課後活動の役割をめぐる論点。障害児問題研究, 41（2）, 91-95.
- 三好正彦（2016）学童保育, 放課後等デイサービスに見る障害児の放課後。福祉労働, 150, 42-49.
- 向井 崇（2017）放課後等デイサービスでの実践。アスペハート3月号, 70-79.
- 中村龍平・細谷一博（2021）障害者を対象とした余暇学習（活動）に関する文献レビュー。北海道教育大学紀要（教育科学編）, 71（2）, 55-67.
- 中嶋麻依（2016）放課後等デイサービスの現状と課題。ノーマライゼーション, 8, 19-21.
- 西村いづみ（2018）放課後活動利用にみる発達障害児と家族の社会状況：母親を対象としたインタビュー調査からの考察。子ども家庭福祉学, 11, 25-41.
- 大澤佳世子（2018）放課後等デイサービスと学校との連携—子どもの24時間を同じ目標のもと支援する。知的障害福祉研究, 日本知的障害者福祉協会編, 18-20.
- 田中 敏（2016）Js-STAR version9.8.4j, <https://www.kisnet.or.jp/nappa/software/star/>.
- 渡邊孝祐（2018）放課後等デイサービス利用者の援助ニーズの考察：保護者の視点から。跡見学園女子大学附属心理教育相談所紀要, 221-239.

## 参考文献

- 厚生労働省雇用政策研究会報告書（案）（2019）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000467968.pdf>（2022/9/24閲覧）.
- 厚生労働省令第15号（2012）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82069000&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82069000&dataType=0&pageNo=1)（2021/1/4閲覧）.
- 厚生労働省（2012）児童福祉法の一部改正の概要について。 [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/setdumeikai\\_0113\\_04.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/setdumeikai_0113_04.pdf)（2021/1/4閲覧）.
- 厚生労働省：介護報酬について。 <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/housyu.html>（2021/5/23閲覧）.
- 宮田広善・光真坊浩史ら（2015）障害児通所支援ハンドブック。エンパワメント研究所.
- 小澤 温（2018）放課後等デイサービスの現状と課題。メディカルオンライン, 77（3）, 227-229.
- 障害のある子どもの放課後保証全国連絡会（2017）子どもたちの豊かな育ちのために：放課後等デイサービスハンドブック。かもがわ出版.